



KANEMATS

第124回定時株主総会

招 集 ご 通 知

開催日時 ▶ 2018年6月22日（金曜日）午前10時

開催場所 ▶ 当社東京本社2階会議室
東京都港区芝浦1丁目2番1号
シーバンスN館

第1号議案 ▶ 取締役8名選任の件

第2号議案 ▶ 取締役に対する業績連動型株式
報酬等の額および内容決定の件

議決権行使書提出期限

2018年6月21日（木曜日）午後5時10分まで

目 次

株主の皆さまへ	2
第124回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	5
（提供書面）	
事業報告	17
連結計算書類	38
計算書類	41
監査報告書	44



企 業 理 念

創業主意「わが国の福利を増進するの分子を播種栽培す」

「いま一粒の種をまく、それは我が国、日本の幸福、利益を増進する芽ばえを期待して、いまその種をまくのだ」と言う、当社創業者兼松房治郎が創業の際に宣言した主意です。

「わが国の福利」とは明治時代に日本人が経済を発展させるための共通した社会的使命観でした。現在では、一般公共の利益、社会貢献、国際社会への寄与、人類への貢献などに通じる考え方であり当社の企業活動の原点となっています。この主意を受け継ぎ、基本理念にまとめたものが、1967年に兼松江商として合併を機に制定された「われらの信条」です。

われらの信条

1. 伝統的開拓者精神と積極的創意工夫をもって業務にあたり、適正利潤を確保し、企業の発展を図る。
2. 会社の健全なる繁栄を通じて、企業の社会的責任を果し、従業員の福祉を増進する。
3. 組織とルールに基づいて行動するとともに、会社を愛する精神と、社内相互の人間理解を基本として、業務を遂行する。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、当社は創業135周年を目指し、更なる成長軌道を描くための新たな中期経営計画を策定し、6ヵ年の中期ビジョン「*future 135*」を発表いたしました。兼松グループが有する強い事業をさらに伸ばし、かつ安定した収益基盤の事業分野において持続的成長を実現して参ります。また、効果的な事業投資により規模の拡大や付加価値の獲得を追求して参ります。加えて、先進技術であるIoTやAIなどを軸とした新規事業も推進、拡大していく考えです。

世界経済、産業構造、金融市場などビジネスを取り巻く環境は、激しく変化しています。そこから、お取引先との共生・発展を図りながら新たなビジネスや価値観を創り出し、国際社会への貢献を果たすという商社本来の姿を目指し、挑戦し続ける所存です。全てのステークホルダーの皆さまのご期待にお応えできるよう、兼松グループならではの価値創造を目指し、一層の努力を重ねて参ります。

株主の皆さまには、引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長 谷川 薫

第124回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第124回定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご出席
くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができます
ので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使
書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年6月21日（木曜日）
午後5時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内

株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

書面により
議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
2018年6月21日（木曜日）午後5時10分までに到着
するようにご返送ください。

記

-
1. 日 時 2018年6月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 当社東京本社2階会議室
東京都港区芝浦1丁目2番1号 シーバンスN館
3. 目的事項
- | | |
|------|---|
| 報告事項 | 1. 第124期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第124期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件 |
-

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。

なお、本招集ご通知の提供書面および下記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ▶ <http://www.kanematsu.co.jp>

株主総会参考書類

〔第1号議案〕取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。



再任

所有する当社の株式数
24,300株

候補者
番号 1 しも じま ま さ ゆ き
下 嶋 政 幸

生年月日
1951年8月6日

▶ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1974年 4 月 当社入社
1995年 7 月 兼松米国会社副社長就任
2000年 7 月 当社IT統括室長
2002年 6 月 兼松米国会社取締役社長就任
2006年 6 月 当社取締役就任
2009年 6 月 常務取締役就任
2010年 4 月 代表取締役社長就任
2017年 6 月 代表取締役会長就任 現在に至る

▶ 取締役候補者とした理由

下嶋政幸氏は、2010年以降当社の代表取締役社長を務め、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督を担っており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。2017年に代表取締役会長就任後も、当社グループ経営の監督等に尽力しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号2 たに がわ かおる
谷 川 薫生年月日
1958年9月24日

▶ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1981年 4 月	当社入社	2014年 6 月	執行役員制度拡充に伴い取締役退任
2004年 7 月	兼松米国会社サマセット支店長		常務執行役員就任
2008年 1 月	当社情報・産業電子部長	2015年 6 月	取締役 専務執行役員就任
2010年 6 月	兼松コミュニケーションズ株式会社に出向	2017年 6 月	代表取締役社長就任 現在に至る
	同社取締役就任		
2011年 4 月	当社企画部長		
2013年 6 月	取締役就任		

▶ 取締役候補者とした理由

谷川 薫氏は、2013年に取締役就任、電子・デバイス部門、企画を担当し、事業の拡大および経営戦略の策定に尽力し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。2017年に代表取締役社長就任後も、当社グループ経営の推進にリーダーシップを発揮しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

再任

所有する当社の株式数
15,300株候補者
番号3 は せ が わ ま さ お
長 谷 川 理 雄生年月日
1955年4月20日

▶ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1979年 4 月	株式会社東京銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2010年 6 月	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 代表取締役常務就任
2005年 5 月	オランダ東京三菱銀行 (現MUFGバンク(ヨーロッパ)) 頭取就任	2012年 6 月	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 代表取締役副社長就任
2008年 4 月	株式会社三菱東京UFJ銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 執行役員就任	2014年 6 月	同社代表取締役副社長退任 当社代表取締役 副社長執行役員就任
	オランダ三菱東京UFJ銀行 (現MUFGバンク(ヨーロッパ)) 頭取		現在に至る
2008年 5 月	株式会社三菱東京UFJ銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 執行役員 総合リスク管理部長	(現担当業務)	職能統括、監査室担当

▶ 取締役候補者とした理由

長谷川理雄氏は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの代表取締役常務としてチーフリスクオフィサーを務めるなど、総合的なリスク管理に精通し、豊富な経験と実績を有しております。また、2014年に当社の代表取締役副社長就任後も、当社の内部統制システムの強化等に尽力しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

再任

所有する当社の株式数
5,500株



新任

所有する当社の株式数
9,600株

候補者
番号

4

みやべ よしや
宮部 佳也

生年月日
1959年1月21日

▶ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1983年 4 月	当社入社	2014年 6 月	執行役員制度拡充に伴い取締役退任
1999年 4 月	電子機器部第一課長		常務執行役員就任 現在に至る
2001年 6 月	兼松米国会社シカゴ支店勤務	(現担当業務)	車両・航空部門長
2006年 2 月	当社電子機器部長		
2012年 6 月	取締役就任		

▶ 取締役候補者とした理由

宮部佳也氏は、入社以来主に車両・車載、電子機器事業に従事し、2012年に取締役就任、海外サプライチェーンの構築など、収益基盤の強化に尽力しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。



再任

所有する当社の株式数
8,000株

候補者
番号

5

つた の てっ ろう
薦野 哲郎

生年月日
1969年4月3日

▶ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1992年 4 月	当社入社
2007年 8 月	主計部財経管理課長
2012年 4 月	財務部資金課長
2013年 4 月	財務部長
2017年 6 月	取締役 執行役員就任 現在に至る
(現担当業務)	財務、主計、営業経理担当 兼 主計部長

▶ 取締役候補者とした理由

薦野哲郎氏は、入社以来財務・主計に従事し、当社の健全な財務体質の強化に尽力してきました。これらの豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号6 ひ ら い ゆたか
平 井 豊生年月日
1945年11月11日

▶ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1970年 4 月 大福機工株式会社
（現株式会社ダイフク）入社
2001年 6 月 株式会社ダイフク取締役就任
2003年 4 月 同社常務取締役就任
2004年 4 月 同社代表取締役専務就任
2006年 4 月 同社代表取締役副社長就任
2011年 6 月 当社監査役就任
2014年 6 月 取締役就任 現在に至る

▶ 社外取締役候補者とした理由

平井 豊氏は、株式会社ダイフクの代表取締役副社長を務めるなど、長年にわたるビジネス経験と幅広い見識をもとに当社の社外取締役として、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を担っていただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

再 任

社 外 取 締 役

独 立 役 員

所有する当社の株式数
0株

候補者
番号7 か た や ま せ い い ち
片 山 誠 一生年月日
1943年4月18日

▶ 略歴、当社における地位および担当

1971年 4 月 神戸商科大学助手
1980年 9 月 エバーグリーン州立大学客員教授
1987年 4 月 神戸商科大学教授
1993年12月 神戸大学経済経営研究所教授
2000年 4 月 同経済経営研究所所長
2007年 4 月 同名誉教授 現在に至る
愛知学院大学商学部教授
2013年 4 月 同経済学部教授

▶ 重要な兼職の状況

神戸大学名誉教授

▶ 社外取締役候補者とした理由

片山誠一氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、経済学を専門とする大学教授であり、当社の社外取締役として、企業経営についての幅広い知識と高い見識をもとに経営への助言や業務執行に対する適切な監督を担っていただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

再 任

社 外 取 締 役

独 立 役 員

所有する当社の株式数
0株



候補者
番号

8

や じ ま
矢 島

つとむ
勉

生年月日
1949年4月7日

再 任

社 外 取 締 役

独 立 役 員

所有する当社の株式数
0株

▶ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1973年 4 月	川崎製鉄株式会社 （現JFEスチール株式会社）入社	2008年 4 月	同社専務執行役員就任
2001年 7 月	同社理事 営業総括部長	2010年 4 月	同社代表取締役副社長就任
2003年 4 月	川鉄商事株式会社 （現JFE商事株式会社）理事	2012年 4 月	JFE商事株式会社 代表取締役副社長就任
2003年 6 月	同社執行役員就任	2013年 4 月	同社代表取締役社長（CEO）就任
2004年 6 月	同社取締役常務執行役員就任	2016年 4 月	同社相談役
2004年10月	JFE商事株式会社 取締役常務執行役員就任	2017年 6 月	当社取締役就任 現在に至る
2005年 4 月	JFEスチール株式会社 常務執行役員就任	2018年 4 月	JFE商事株式会社 顧問 現在に至る JFEスチール株式会社 社友 現在に至る

▶ 社外取締役候補者としての理由

矢島 勉氏は、JFEスチール株式会社の代表取締役副社長、JFE商事株式会社の代表取締役社長を務めるなど、企業経営における豊富な経験と高い見識を有していることから、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を担っていただくため、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 平井 豊氏、片山誠一氏および矢島 勉氏は社外取締役候補者であります。
3. 平井 豊氏の監査役としての在任期間は3年であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。片山誠一氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年であります。また、矢島 勉氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当社と平井 豊氏、片山誠一氏および矢島 勉氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認可決された場合には、本契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 平井 豊氏、片山誠一氏および矢島 勉氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

〔第2号議案〕取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「月例報酬」および「業績連動報酬」で構成されていますが、本議案は、当社取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。本制度の導入により、当社取締役の報酬は、「月例報酬」、「業績連動報酬」および「業績連動型株式報酬」により構成されることになります。

本議案は、2015年6月24日開催の第121回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額3億円以内〔うち社外取締役については年額30百万円以内〕。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、当社の中期経営計画期間（当初は2019年3月31日に終了する事業年度から2024年3月31日に終了する事業年度までの6事業年度とします。）の間に在任する取締役に対して支給するというものです。

なお、第1号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式を本信託を通じて各取締役に対して交付する、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者となる取締役	当社取締役（社外取締役を除く。）
② 当初信託期間	2018年8月（予定）から2024年8月（予定）までの約6年間
③ ②の当初信託期間において、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金450百万円
④ 当社株式の取得方法	取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法又は自己株式の処分による方法
⑤ ①の取締役に付与されるポイント総数の上限	中期経営計画期間の年数に140,000ポイントを乗じた数
⑥ ポイント付与基準	役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の取締役に對する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約6年間とし、当社は、当該信託期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金450百万円を上限とする金銭を当初の中期経営計画期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法又は当社からの自己株式の処分による方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、前記のとおり執行役員に対しても同様の制度を導入した場合には、執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託します。

なお、中期経営計画期間の第2事業年度以降、最終事業年度の前の事業年度までに中期経営計画の業績目標を達成した場合、当該事業年度をもって中期経営計画は終了し、新たに6事業年度を最長とする中期経営計画（以下、「新中期経営計画」といいます。）を設定することがあります。この場合、新中期経営計画の最終事業年度の満了日が信託期間の満了日を超える場合には、信託期間の満了前において、当社の取締役会の決定により、その都度、新中期経営計画の期間に合わせて、信託期間を延長（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）することがあります。

また、中期経営計画の業績目標の達成如何にかかわらず、信託期間の満了時（以上又は以下の手続により、信託期間を延長した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）においても、当社の取締役会の決定により、その都度、次の6事業年度を上限とする中期経営計画期間に合わせて信託期間を延長し本制度を継続することがあります。

上記のいずれかにより信託期間を延長する場合、当社は、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間の年数に金75百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、延長された信託期間内に下記(3)のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように信託期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位および中期経営計画に定める業績目標の達成度等に応じたポイントを、中期経営計画終了の都度（ただし、中期経営計画の期間中に退任又は死亡した取締役については、当該退任又は死亡の日に）、付与します。

当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、当該中期経営計画の年数に140,000ポイントを乗じた数を上限とします。なお、中期経営計画期間は6事業年度を上限とすることから、一の中期経営計画について取締役が付与するポイントの総数は、合計840,000ポイントを上限とします。また、中期経営計画の業績目標が当該中期経営計画の期間満了前に達成され、新たな中期経営計画を設定する場合には、業績目標を達成した事業年度までの中期経営計画期間の年数に140,000ポイントを乗じた数を上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

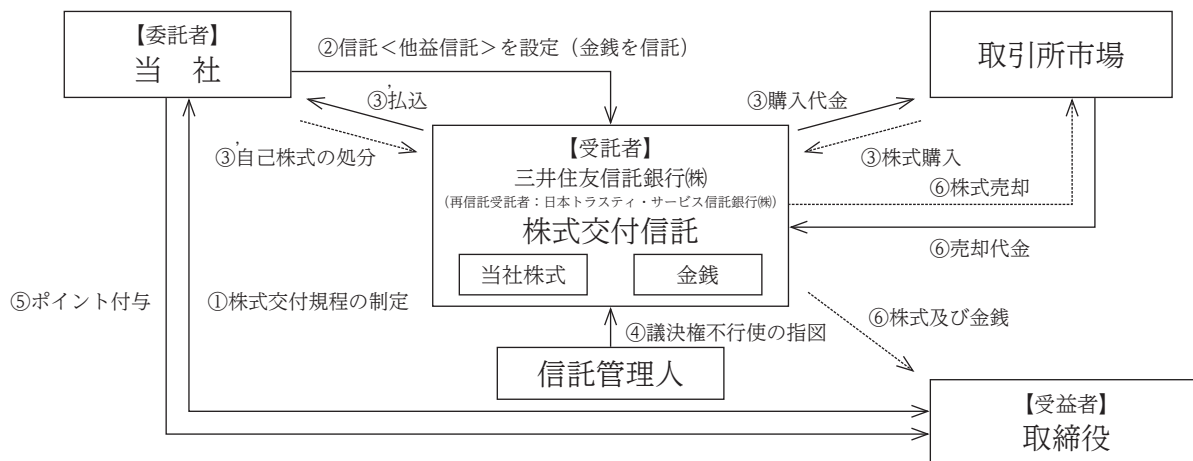
本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

【ご参考】

<本制度の仕組みの概要>



※当社の執行役員に対しても同様の制度を導入した場合には、執行役員も本信託の受益者とすることになります。

- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法や、自己株式の処分による方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。

- ⑥ 株式交付規程および本信託に係る信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

以 上

[提供書面]

◆ 事業報告 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1) 事業の経過および成果

当期の世界経済は、地政学的リスクなどの不透明感を抱えながらも、緩やかな成長が続きました。米国においては、企業の生産活動や個人消費の拡大が続き堅調を維持しており、欧州においては、英国のEU離脱問題の影響等が懸念されながらも良好な状態を保っております。中国においては、米国の保護主義的な通商政策などの懸念があるものの堅調な消費拡大もあり成長が続き、アジア新興国についても、総じて良好な状況が続いております。

わが国経済は、底堅い内外景気を受け、設備投資や雇用の拡大、高水準な企業収益などにより、景気拡大が続きました。

このような環境のもと、当社グループは、更なる成長を実現するため、中期ビジョン「VISION-130」の経営目標である「健全な財務体質の維持」と「収益基盤の拡大」の両立を実現するべく、取組みを推進して参りました。当期の進捗は次のとおりです。

収益基盤の拡大につきましては、モバイル事業において、携帯電話販売代理店である子会社の兼松コミュニケーションズ株式会社と株式会社ダイヤモンドテレコムを昨年4月1日付けで合併、規模を拡大し、新生兼松コミュニケーションズとしてスタートいたしました。合併初年度より経営の効率化やシナジーの創出により、収益拡大を実現しております。航空・宇宙事業では、当社が提案した信頼性の高い米国テキストロン社製サイテーション680Aをベースとした次期飛行点検機が防衛装備庁に採用され3機の売買契約を締結したり、小型衛星専用ロケットの打上げおよび関連サービスを手がける米国ベクター社と、日本およびインド、タイ、韓国のアジア3ヵ国において同社製品・サービスを販売するための独占的代理店契約を締結するなど、収益拡大に向けた取組みを推進しました。

健全な財務体質の維持につきましては、営業債権や棚卸資産の増加等により総資産が増加した一方、利益剰余金の積上げ等により親会社の所有者に帰属する持分（自己資本）も増加いたしました。その結果、親会社所有者帰属持分比率（自己資本比率）は22.3%、ネット有利子負債資本倍率（ネットDER）は0.5倍と、その健全性を維持いたしました。

当期の業績につきましては、収益は、前期比392億11百万円（5.8%）増加の7,147億90百万円となり、売上総利益も、前期比62億32百万円（6.2%）増加の1,063億71百万円となりました。営業活動に係る利益は、売上総利益の増加により、前期比35億27百万円（15.6%）増加の261億60百万円となりました。また、金融費用の減少や持分法による投資損益の良化等の結果、税引前利益は、前期比81億68百万円（45.7%）増加の260億43百万円となり、親会社の所有者に帰属する当期純利益は、前期比82億68百万円（102.7%）増加の163億17百万円となりました。

事業セグメント別の業績

電子・デバイス

収益 **2,633億10**百万円
(前期比**3.6%**増)

ICTソリューション事業は、製造業、サービス業向けを中心に順調に推移しました。モバイル事業は、携帯電話販売代理店子会社の統合効果もあり順調に推移しました。半導体製造装置事業は、中国向け販売が拡大し前期比改善しました。その結果、セグメント全体では増収増益となりました。

36.8%

食料

収益 **2,312億60**百万円
(前期比**1.5%**増)

食品事業は、堅調に推移しました。畜産事業は、年度後半に減速しました。また、食糧事業は、ほぼ横這いとなりました。その結果、セグメント全体では増収減益となりました。

32.4%

鉄鋼・素材・プラント

収益 **1,530億75**百万円
(前期比 **16.7%** 増)

北米における油井管事業は、原油価格の上昇を背景に大きく改善しました。また、機能性化学品事業やプラント事業も堅調に推移しました。その結果、セグメント全体では増収増益となりました。

21.4%

車両・航空

収益 **544億53**百万円
(前期比 **8.0%** 増)

車両・車載部品事業は、中近東向け輸出が順調に推移しました。また、航空・宇宙事業も、宇宙関連や航空機部品取引を中心に堅調に推移しました。その結果、セグメント全体では増収増益となりました。

7.6%

その他

収益 **126億91**百万円
(前期比**6.5%**増)

その他の事業セグメントにおいては、ゴルフ事業譲渡に伴う固定資産の減損がありました。その結果、セグメント全体では増収減益となりました。

1.8%

(事業セグメント別収益)

事業セグメント	金 額	構成比	前期比増減率
	百万円	%	%
電 子 ・ デ バ イ ス	263,310	36.8	3.6
食 料	231,260	32.4	1.5
鉄 鋼 ・ 素 材 ・ プ ラ ン ト	153,075	21.4	16.7
車 両 ・ 航 空	54,453	7.6	8.0
そ の 他	12,691	1.8	6.5
合 計	714,790	100.0	5.8

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

2) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

3) 資金調達の状況

当社グループは、5ヵ年の中期ビジョン「VISION-130」の中で基本的な考え方として掲げている「健全な財務体質の維持」と「収益基盤の拡大」を図るべく、低コストで安定的な資金調達を基本方針として取り組んでおります。

当期につきましては、十分な規模の現金及び現金同等物の確保、および適正な負債資本バランスを維持しつつ、間接金融による資金調達を行って参りました。当期につきましては、借入金返済および運転資金に充当するため100億円の普通社債を発行して直接市場からの調達も実施しております。

その結果、当期末におけるネット有利子負債残高は590億45百万円と、前期末に比べ36億16百万円増加いたしました。

4) 重要な事業の譲渡・譲受、吸収合併・吸収分割、他の会社の株式その他の持分または新株予約権などの取得・処分

兼松コミュニケーションズ株式会社および株式会社ダイヤモンドテレコム

当社の完全子会社である兼松コミュニケーションズ株式会社は、2017年4月1日付で当社の完全子会社である株式会社ダイヤモンドテレコムを吸収合併いたしました。

5) 対処すべき課題

当社は、次なるステージに向けた成長シナリオとしての5ヵ年中期ビジョン「VISION-130」を掲げ、その目標の具現化に向け各種施策を着実に実行して参りました。「VISION-130」は、2019年3月期を最終年度としておりましたが、収益目標としての連結当期純利益150億円は、1年前倒しの2018年3月期で達成し、効率指標としてのROEも15%の水準となりました。自己資本は、目標レベルに向け順調に積み上がっており、ネットDERは0.5倍の水準と財務体質の健全性を維持しております。

このように前2018年3月期をもって「VISION-130」の目標を概ね達成したことから、今般、兼松グループの更なる成長軌道を念頭に、当社創業135周年にあたる2024年までの6ヵ年の中期ビジョン「*future 135*」を新たに策定いたしました。

中期ビジョン「*future 135*」

「*future 135*」では、兼松グループが有する強い事業をさらに伸ばし、かつ安定した収益基盤の事業分野において持続的成長を実現して参ります。効果的な事業投資により規模の拡大や付加価値の獲得を追求し、連結当期純利益250億円を目標といたします。

また、収益構造および財務構造の安定性を背景に、配当性向（総還元性向）は25～30%とし、資本の効率性を重視した経営を推進いたします。

なお、対象期間は2019年3月期から2024年3月期までの6ヵ年といたします。

【定量目標】（最終年度2024年3月期）

連 結 当 期 純 利 益	250億円
R O E	13% ～ 15%
総 還 元 性 向	25% ～ 30%

（注）連結当期純利益は親会社の所有者に帰属する当期純利益を示しております。

【重点施策】

① 基盤となる事業における持続的成長と、事業投資による規模拡大

安定した収益構造を維持し、持続的成長を実現するとともに、安定した財務構造を活かし、資本とリスクアセットのバランスを取りつつ事業投資を実行して参ります。事業投資は、強みを有する事業分野で、「規模拡大」型と「付加価値」型の二軸で推進して参ります。

② 技術革新への対応

現行分野の周辺において将来に向けた「イノベーション」型の開発投資を行い、IoTやAIなど先進技術を軸とした新規事業を推進・拡大いたします。

③ 持続的成長を実現するための経営インフラ確立

主要海外拠点における事業会社の拡充などグローバルな体制構築を図ります。また、事業経営の担い手となる人材の育成も継続して取り組むとともに、働き方改革の推進など従業員満足度（ES）の向上を目指して参ります。

個別の施策や数値計画については、当社を取り巻く環境変化のスピードに合わせ、単年度の業務計画をもって進めて参ります。なお、折り返しとなる3年後の時点で、事業投資の進捗なども踏まえて方向性を再確認する予定です。

＊業績予想に関する留意事項

本資料に記載されている業績予想ならびに将来に関する記述は、本資料の発表日現在において当社が入手可能な情報および合理的な仮定に基づいた推測を前提としております。したがって、実際の業績は様々な要因により本資料に記載されたものと大きく異なる結果となる可能性があることにご留意ください。

6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第121期 (2015年3月期)	第122期 (2016年3月期)	第123期 (2017年3月期)	第124期 (当連結会計年度) (2018年3月期)
収 益 (百万円)	704,211	668,374	675,579	714,790
親会社の所有者に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	10,546	8,959	8,049	16,317
基 本 的 1 株 当 た り 当 期 利 益 (円)	125.49	106.46	95.64	193.79
資 産 合 計 (百万円)	466,314	443,592	479,717	519,889
資 本 合 計 (百万円)	119,015	120,706	129,863	147,050

- (注) 1. 第123期（前期）より、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第121期および第122期の国際会計基準（IFRS）に準拠した諸数値を記載しております。
2. 「基本的1株当たり当期利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。
3. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割有で株式併合を行っております。第121期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益を算定しております。

7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
兼松エレクトロニクス株式会社	百万円 9,031	% 58.21	ITシステム製品・ソフトウェアの開発・販売 および保守サービス
兼松コミュニケーションズ株式会社	百万円 1,425	100.00	移動体通信関連・ネットワーク関連機器の販売 およびサービス
兼 松 サ ス テ ッ ク 株 式 会 社	百万円 3,325	52.83	セキュリティ機器の販売・ジオテック（地盤改良）・木材 加工・石油製品事業
兼 松 ト レ ー デ ィ ン グ 株 式 会 社	百万円 260	100.00	一般鋼材・建築用資材の販売
株 式 会 社 兼 松 ケ ー ジ ー ケ イ	百万円 706	97.84	工作機械・産業機械の販売
兼 松 ペ ト ロ 株 式 会 社	百万円 1,000	100.00	石油製品・液化石油ガスの販売
新 東 亜 交 易 株 式 会 社	百万円 500	100.00	飲料自動販売機事業・航空機用エンジン・ 飼料原料等の輸出入および販売
Kanematsu USA Inc.	千米ドル 100,000	100.00	商品の輸出入および販売
Kanematsu (Hong Kong) Ltd.	千香港ドル 1,447,427	100.00	商品の輸出入および販売

- (注) 1. 出資比率には、当社および当社の子会社が有する出資比率の合計を記載しております。
2. 株式会社ダイヤモンドテレコムにつきましては、2017年4月1日付で兼松コミュニケーションズ株式会社と合併したため、重要な子会社から除外いたしました。

8) 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

当社グループは、国内外のネットワークと各事業分野で培ってきた専門性と、商取引、情報収集、市場開拓、事業開発・組成、リスクマネジメント、物流などの商社機能を有機的に結合して、電子・デバイス、食料、鉄鋼・素材・プラント、車両・航空を中心とした幅広い分野で、多種多様な商品・サービスを提供しております。

9) 主要な事業所 (2018年3月31日現在)

①当社の主要な事業所

国 内：神戸本店（神戸市中央区）、東京本社（東京都港区）、大阪支社（大阪市中央区）
海 外：マニラ支店

②主要な子会社の事業所

国 内：兼松エレクトロニクス株式会社（東京都中央区）
兼松コミュニケーションズ株式会社（東京都渋谷区）
兼松サステック株式会社（東京都中央区）
兼松トレーディング株式会社（東京都中央区）
株式会社兼松ケージーケイ（東京都練馬区）
兼松ペトロ株式会社（東京都千代田区）
新東亜交易株式会社（東京都千代田区）
海 外：Kanematsu USA Inc.（米国）
Kanematsu (Hong Kong) Ltd.（香港）

10) 従業員の状況 (2018年3月31日現在)

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
電 子 ・ デ バ イ ス	人 3,981	人 △115
食 料	752	37
鉄 鋼 ・ 素 材 ・ プ ラ ン ト	1,054	46
車 両 ・ 航 空	250	18
そ の 他	216	△54
全 社 (共 通)	413	7
合 計	6,666	△61

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。

11) 主要な借入先 (2018年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	百万円 23,972
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	16,101
農 林 中 央 金 庫	12,070
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	12,502
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	12,728

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

12) その他の重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2018年3月31日現在)

1) 発行可能株式総数 200,000,000株

(注) 2017年6月23日開催の第123回定時株主総会において、当社株式について5株を1株に併合する旨および定款一部変更の決議を行っており、株式併合の効力発生日である2017年10月1日をもって、発行可能株式総数は816,653,604株減少し、200,000,000株となっております。

2) 発行済株式総数 84,500,202株 (自己株式254,123株を含む)

(注) 2017年6月23日開催の第123回定時株主総会において、当社株式について5株を1株に併合する旨を決議しており、株式併合の効力発生日である2017年10月1日をもって、発行済株式総数は338,000,808株減少し、84,500,202株となっております。また、あわせて定款一部変更の決議を行っており、2017年10月1日をもって、単元株式数は1,000株から100株に変更しております。

3) 株主数 20,035名

4) 大株主 (上位10名) の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	10,735	12.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,125	4.89
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	2,632	3.12
三井住友海上火災保険株式会社	2,322	2.75
東京海上日動火災保険株式会社	2,322	2.75
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー	1,650	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,604	1.90
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,417	1.68
農林中央金庫	1,249	1.48
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140044	1,192	1.41

(注) 1. 持株比率は自己株式 (254,123株) を控除して計算しております。

2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

3 会社の役員に関する事項

1) 取締役および監査役の状況（2018年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	下 嶋 政 幸	
代 表 取 締 役 社 長	谷 川 薫	
代 表 取 締 役 副 社 長	長 谷 川 理 雄	職能統括、監査室担当
取 締 役	郡 司 高 志	鉄鋼・素材・プラント部門長、大阪支社長、名古屋支店長 カネヨウ株式会社 社外取締役
取 締 役	薦 野 哲 郎	財務、主計、営業経理担当、主計部長
取 締 役	平 井 豊	
取 締 役	片 山 誠 一	神戸大学名誉教授
取 締 役	矢 島 勉	
監 査 役（常勤）	梨 本 文 彦	
監 査 役（常勤）	小 川 荘 平	カネヨウ株式会社 社外監査役
監 査 役	山 田 洋 之 助	弁護士 三菱倉庫株式会社 社外監査役、 三洋貿易株式会社 社外取締役監査等委員、 アクティビア・プロパティーズ投資法人 監督役員
監 査 役	宮 地 主	公認会計士

- (注) 1. 取締役 平井 豊氏、片山誠一氏および矢島 勉氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 小川荘平氏、山田洋之助氏および宮地 主氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役の財務および会計に関する知見は以下のとおりであります。
- ・監査役 梨本文彦氏は、国内子会社における代表者として、長年の会社経営の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役 小川荘平氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役 宮地 主氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役 平井 豊氏、片山誠一氏および矢島 勉氏、社外監査役 山田洋之助氏および宮地 主氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

5. 当社は執行役員制度を導入しております。2018年4月1日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
※ 社 長	谷 川 薫	
※ 副社長執行役員	長谷川 理 雄	職能統括、監査室担当
※ 専務執行役員	郡 司 高 志	鉄鋼・素材・プラント部門長、大阪支社長、名古屋支店長
常務執行役員	金 子 哲 哉	IT企画、運輸保険担当
常務執行役員	宮 部 佳 也	車両・航空部門長
常務執行役員	柴 田 和 男	審査、法務コンプライアンス担当、審査部長
執 行 役 員	菅 栄 治	鉄鋼・素材・プラント部門副部門長
執 行 役 員	森 田 克 己	Kanematsu USA Inc.社長
執 行 役 員	濱 崎 雅 幸	食糧部門長
執 行 役 員	平 澤 裕 康	食品部門長
執 行 役 員	原 田 雅 弘	電子・デバイス部門長
執 行 役 員	田 中 一 生	企画、人事総務担当
※ 執 行 役 員	薦 野 哲 郎	財務、主計、営業経理担当、主計部長

（注）※印の執行役員は、取締役を兼務しております。

2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、社外取締役である平井 豊氏、片山誠一氏および矢島 勉氏、監査役である梨本文彦氏、社外監査役である小川莊平氏、山田洋之助氏および宮地 主氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。

3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分					支給人員	報酬等の額
取	締	役			6人	219百万円
社	外	取	締	役	3人	19百万円
監	査	役			1人	26百万円
社	外	監	査	役	3人	41百万円
計					13人	307百万円

(注) 1. 株主総会決議による取締役の報酬額は年額3億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額30百万円以内）、監査役の報酬額は年額84百万円以内であります。

（2015年6月24日 第121回定時株主総会決議）

2. 当事業年度末の取締役は5名、社外取締役は3名、監査役は1名、社外監査役は3名であります。上記の取締役および監査役の支給人員と相違しておりますのは、2017年6月23日開催の第123回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれているためであります。

4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役 小川荘平氏は、カネヨウ株式会社の社外監査役であります。当社とカネヨウ株式会社との間に重要な取引関係はありません。
- ・監査役 山田洋之助氏は、三菱倉庫株式会社の社外監査役、三洋貿易株式会社の社外取締役監査等委員およびアクティビア・プロパティーズ投資法人の監督役員であります。当社と三菱倉庫株式会社、三洋貿易株式会社およびアクティビア・プロパティーズ投資法人との間に重要な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
取 締 役	平 井 豊	22回中 22回	—	長年にわたるビジネス経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	片 山 誠 一	22回中 22回	—	経済学を専門とする大学教授であり、企業経営についての幅広い知識と高い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	矢 島 勉	17回中 17回	—	企業経営における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	小 川 荘 平	22回中 22回	14回中 14回	金融機関での豊富な内部管理実務経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	山 田 洋 之 助	22回中 21回	14回中 14回	弁護士としての専門的な知識と経験に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	宮 地 主	22回中 22回	14回中 14回	公認会計士としての専門的な知識と経験に基づき、適宜必要な発言を行っております。

(注) 取締役 矢島 勉氏は、2017年6月23日開催の第123回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外役員と異なります。

4 会計監査人に関する事項

1) 会計監査人の名称

P w C あらた有限責任監査法人

2) 報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
	百万円	百万円
提出会社	148	2
連結子会社	196	6
計	344	8

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬を区分しておりませんので、監査証明業務に基づく報酬には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の金額を含めております。
2. 非監査証明業務に基づく報酬には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、コンフォートレターの作成業務に係る報酬および海外拠点の税務申告等に伴う合意された手続き業務に係る報酬等が含まれております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意をいたしました。
4. 当社の重要な子会社のうち、Kanematsu USA Inc.、Kanematsu (Hong Kong) Ltd.は、P w C あらた有限責任監査法人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査（会社法（これらの法律に相当する外国法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5 会社の体制および方針

1) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。
(最終改訂 2015年4月27日)

「内部統制システムの構築に関する基本方針」

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項ならびに第3項に従い、当社「内部統制システムの構築に関する基本方針」を以下のとおり定める。

当社では、「企業理念」に以下「われらの信条」を定め、経営の拠り所としている。

＜われらの信条＞

- ①伝統的開拓者精神と積極的創意工夫をもって業務にあたり、適正利潤を確保し、企業の発展を図る。
 - ②会社の健全なる繁栄を通じて、企業の社会的責任を果し、従業員の福祉を増進する。
 - ③組織とルールに基づいて行動するとともに、会社を愛する精神と、社内相互の人間理解を基本として、業務を遂行する。
- また、「兼松行動基準」を定め、日常における業務の指針としている。
会社法および会社法施行規則に定める各項目については以下のとおり。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①企業の法令遵守の重要性に鑑み、「内部統制・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ②コンプライアンスハンドブックを整備し、具体的事例による対応策を盛り込み、社内イントラネット上でも閲覧可能とし、取締役から全従業員までに周知徹底する。
- ③内部統制・コンプライアンス委員会または社外弁護士に直接報告・相談できるホットライン制度を導入し、「ホットライン運用規程」を制定する。
- ④法令遵守のみならず、良識ある行動倫理を徹底すべく、教育研修の充実を図る。

- ⑤反社会的勢力との関係を一切遮断することについて、コンプライアンスハンドブックに明記し、周知徹底を図る。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①「取締役会規定」にて、取締役会の議事録は10年間本店に備えおくことを定める。
- ②「文書保管保存細則」において、会計帳簿および貸借対照表ならびに会社の基本的権利義務に関する契約および財産に関する証書、その他これに準ずる文書の保管、保存および廃棄に関する基準を定め、文書を保管する。
- ③当該「文書保管保存細則」を制定し、取締役の職務の執行に必要と判断される文書が適宜閲覧可能な体制とする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①市場リスク、信用リスク、投資リスク、カントリーリスク等、業務上発生し得るリスクについては、「職務権限規定」に基づきそれぞれ担当部署を定め、社内規定や施行細則、「業務のしおり」を策定、研修などを通じて周知徹底を図る。
- ②必要に応じ社内横断的な委員会等を設置し、リスクのコントロールを行う。
- ③当社に内在するリスクを総合的に評価し、業務の有効性・効率性を追求するとともに財務報告の信頼性を確保するため、社内横断組織として、「内部統制・コンプライアンス委員会」を設置する。
- ④ビジネスリスクの極小化のために、「職務権限規定」に基づいた社内稟議体制を構築し、主要な投融資については「案件審議会」を設け、各種リスクの見地から総合的に検討する。
- ⑤自然災害など重大事態発生時の業務に関する危機リスクについて規程および行動指針を策定し、適切な管理体制を構築する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が適正・効率的に行われることを確保するための体制

- ①「取締役会規定」を定め、定例取締役会を原則1カ月に1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催する。取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令または定款に定める事項の他、経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。取締役会には、監査役も出席し意見を述べる。
- ②経営の意思決定の迅速化および監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図り、業務執行の機動性を高めるため、執行役員制度を採用する。執行役員は取締役会が選任し、会社の業務執行を担当する。
- ③意思決定の迅速化と機動的経営の実現のため、取締役会長および社長を含む執行役員で構成される「経営会議」を組織し、取締役会決定の方針に基づいて会社の全般的な業務の執行に関する基本方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあたる。経営会議には、社外取締役および監査役も出席する。
- ④会社が、公正かつ組織的な企業活動を行うため、取締役、執行役員および従業員の職務と権限の関係ならびに基準を定める「職務権限規定」を制定する。

- ⑤重要案件の決裁のスピードアップと審議の高度化を目的とし、「職務権限規定」に定められた決裁者の決裁に先立ち、あらかじめ全社的立場で検討・審議を行い、決裁者への答申を行うため、「案件審議会」を設置する。案件審議会には、監査役も出席する。
- ⑥業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を作成し、また事業年度毎の業務計画を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行する。
- ⑦会計記録の適正を期するとともに、業務が適正に遂行されているかを監視するために、「監査規定」を定め、各部門および子会社を対象として、監査室による内部監査を実施する。

(5) 当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、職務権限規定に定める「関係会社運営に関する職務権限明細」に従い、基本方針の樹立・経営上の重要事項等に関し、原則として事前に協議のうえ当社の承認を得る体制とする。また、関連会社については、株主総会における議決権行使の賛否を決定することを前提に、経営上の重要事項等に関し、原則として事前に社内承認を得る体制とする。
- ②年に数回、適宜、当社および主要な子会社・関連会社のトップマネジメントが集まり、経営に関する情報を共有し、相互理解とコーポレート・ガバナンスの共通認識の徹底を図る。
- ③当社は、当社のリスクの統制・管理活動と連携が図られるよう、子会社のリスク管理に関する指導・調整を行うとともに、子会社における事業リスクの統制および管理の状況について、内部監査を実施する。
- ④当社は、子会社の危機管理体制の整備を指導し、危機リスク発生の場合には、当社グループで連携し対応できるよう調整する。
- ⑤当社は、当社グループの中期経営計画および事業年度ごとの業務計画を策定し、子会社においてもその計画達成に向け具体策を策定・実行するよう指導する。
- ⑥当社は、当社グループを対象とする「コンプライアンスハンドブック」を整備し、その役職員に周知徹底する。また、当社内部統制・コンプライアンス委員会が当社グループのコンプライアンスを統括・推進する体制とする。

(6) 当社の監査役を補助すべき使用人に関する事項

- ①監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の要請がある場合には、監査役の職務遂行を補助する体制を確保する。

(7) 当社の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- ①監査役の職務遂行を補助すべき使用人については、当該使用人の取締役からの独立性、および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に留意する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ①取締役および使用人は、監査役に対して、取締役が法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これを速やかに報告するものとする。
- ②内部統制・コンプライアンス委員会を担当する取締役は、監査役に対して、当社グループのコンプライアンスに関する業務の状況について1カ月に1度以上、重要事項については都度、報告する。
- ③取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ④監査役は、監査役監査を実効的に行うため、取締役会の他、経営会議、案件審議会、内部統制・コンプライアンス委員会、その他重要な会議または委員会に出席し、当社グループにおける経営上の重要事項について報告を受ける。また、出席しない場合には、監査役は付議事項について説明を受け、稟議書、報告書等の資料および議事録等を閲覧することができる。
- ⑤監査役は、定期的に当社グループの監査役が出席するグループ会社監査役連絡会を開催し、当社グループの監査役間における情報共有を図る。
- ⑥監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行うことを当社グループにおいて禁止する。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に関する年次計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。また、当社グループにおける内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等に関する意見を述べることができる。
- ②監査役は、会計監査人の取締役からの独立性を確保し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受けるものとする。また、会計監査人の報酬および、会計監査人に依頼する非監査項目については、監査役の同意を要するものとする。
- ③監査役および監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。
- ④当社は、監査役がその職務の執行に必要な費用について前払いまたは償還の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理する。

以 上

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づいて内部統制システムを適切に整備しております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりであります。

・コンプライアンスおよびリスク管理の状況

代表取締役社長から当社および当社子会社の役職員に向けて、個々人の倫理観の確立とコンプライアンスの重要性について繰り返し発信いたしました。また、階層別のコンプライアンス研修の実施、法令遵守に関する留意点の社内イントラネットへの掲載、社内ルール遵守に関する自己点検の実施など、コンプライアンスの実践に取り組みました。

社内ルールの見直しにも引き続き取り組み、一層の効率性と実効性のある業務統制を図るべく「決裁手続きに関する細則」「委員会に関する規定」などを改訂いたしました。

内部統制・コンプライアンス委員会は計2回開催し、当社および当社子会社における内部統制システムの整備・運用・評価・改善などについて、リスクの総合的評価という観点から協議いたしました。

また、当社および主要な子会社・関連会社のトップマネジメントが集まる関係会社社長会を2回、それらの管理部門の担当役員・部長等が集まるグループ職能連絡会を1回開催し、当社グループ全体の内部統制・コンプライアンスやリスク管理に関する課題・情報を共有いたしました。

・取締役等の職務遂行の状況

取締役会は、原則として月1回、計22回開催し、経営理念、中長期戦略、コーポレート・ガバナンスなど、子会社も含めた経営課題その他の重要事項について議論し、意思決定を行いました。

経営会議は、原則として月2回、計25回開催し、業務遂行の指揮、指導にあたりました。

また、案件審議会は、原則として月2回、計21回開催し、投融資をはじめとする重要案件について審議いたしました。

子会社の経営については、主管部門を定め、重要な事項についての事前申請の承認や報告徴求を行いました。

- 監査役監査の実効性確保

監査役は、代表取締役その他の取締役および執行役員・部長その他の従業員から適宜業務執行やリスク管理状況についての報告を受けました。また、すべての取締役会、経営会議のほか、重要な会議・委員会に出席し、取締役の職務執行を監査しました。

主要なグループ会社については、代表取締役から業務執行等について報告を受け、監査役等とは、グループ会社監査役会議の開催や個別の面談の場を通じ情報共有を行いました。

内部監査部門である監査室は、監査役と定期的な会合をもち、子会社監査を含めた監査計画の説明、実施状況の報告など緊密な連携を保ち、内部監査の実効性の確保を図りました。

また、監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、会計監査計画および実施状況、当社の業績や財政状態に影響を与える事項、ならびに当社監査に関する課題についての意見交換を実施することで情報の共有を図りました。

2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、将来の成長投資のための適正な内部留保とのバランスを考慮しながら、業績に裏付けられた利益配分を行うことを基本と考えております。また、配当につきましては、中期ビジョン「VISION-130」において、“連結配当性向25%を目処とし、安定的かつ継続的”に実施することを目標に掲げております。

この方針に基づき当期の期末配当金につきましては、1株当たり30円50銭とさせていただきました。既に中間期末において、17円50銭の中間配当を実施していることから、年間配当金は1株当たり48円となります。

(注)2017年10月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たりの中間配当金を算定しております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

◆ 連結計算書類

連結財政状態計算書 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	414,662
現金及び現金同等物	77,731
営業債権及びその他の債権	220,583
棚卸資産	93,957
その他の金融資産	2,433
その他の流動資産	19,955
非流動資産	105,226
有形固定資産	21,900
のれん	6,571
無形資産	20,377
持分法で会計処理されている投資	5,169
営業債権及びその他の債権	1,582
その他の投資	37,969
その他の金融資産	4,479
繰延税金資産	3,696
その他の非流動資産	3,478
資産合計	519,889

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	284,313
営業債務及びその他の債務	188,791
社債及び借入金	61,210
その他の金融負債	7,009
未払法人税等	3,773
引当金	156
その他の流動負債	23,371
非流動負債	88,525
社債及び借入金	76,116
その他の金融負債	2,853
退職給付に係る負債	6,340
引当金	1,639
繰延税金負債	641
その他の非流動負債	933
負債合計	372,838
(資本の部)	
資本	
資本金	27,781
資本剰余金	26,810
利益剰余金	48,559
自己株式	△193
その他の資本の構成要素	13,055
在外営業活動体の換算差額	1,275
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	12,684
キャッシュ・フロー・ヘッジ	△905
親会社の所有者に帰属する持分合計	116,012
非支配持分	31,037
資本合計	147,050
負債及び資本合計	519,889

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
収益		714,790
原価		△608,419
売上総利益		106,371
販売費及び一般管理費		△78,420
その他の収益・費用		
固定資産除売却損益	△250	
固定資産減損損失	△2,148	
その他の収益	1,560	
その他の費用	△950	△1,790
営業活動に係る利益		26,160
金融収益		
受取利息	363	
受取配当金	1,073	
その他の金融収益	10	1,447
金融費用		
支払利息	△2,414	
その他の金融費用	△730	△3,144
持分法による投資損益		1,579
税引前利益		26,043
法人所得税費用		△6,384
当期純利益		19,658
当期純利益の帰属：		
親会社の所有者		16,317
非支配持分		3,341

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
資本	
資本金	
期首残高	27,781
期末残高	27,781
資本剰余金	
期首残高	26,797
自己株式の処分	13
非支配株主との資本取引	△0
期末残高	26,810
利益剰余金	
期首残高	34,579
配当金	△2,736
親会社の所有者に帰属する当期純利益	16,317
その他の資本の構成要素からの振替額	398
期末残高	48,559
その他の資本の構成要素	
期首残高	11,416
在外営業活動体の換算差額	△1,073
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	3,351
キャッシュ・フロー・ヘッジ	△516
確定給付制度の再測定	275
利益剰余金への振替額	△398
期末残高	13,055
自己株式	
期首残高	△217
自己株式の取得	△6
自己株式の処分	30
期末残高	△193
親会社の所有者に帰属する持分合計	116,012
非支配持分	
期首残高	29,506
非支配株主に対する配当金支払額	△1,511
非支配株主との資本取引	△1
非支配持分に帰属する当期純利益	3,341
その他の資本の構成要素	△297
在外営業活動体の換算差額	△378
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	50
キャッシュ・フロー・ヘッジ	△0
確定給付制度の再測定	32
期末残高	31,037
資本合計	147,050

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

◆ 計算書類

貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額
流動資産	163,122
現金及び預金	14,854
受取手形	3,657
売掛金	70,461
有価証券	16
たな卸資産	39,874
前渡金	5,809
前払費用	654
繰延税金資産	538
短期貸付金	5
関係会社短期貸付金	18,904
未収入金	4,672
デリバティブ債権	211
その他	3,464
貸倒引当金	△4
固定資産	114,634
有形固定資産	2,874
建物	465
構築物	2
機械及び装置	172
車両運搬具	13
工具、器具及び備品	137
土地	1,813
リース資産	269
無形固定資産	350
ソフトウェア	215
電話加入権	7
その他	127
投資その他の資産	111,410
投資有価証券	18,705
関係会社株式	83,150
出資金	1,517
関係会社出資金	3,768
長期貸付金	1,280
従業員に対する長期貸付金	16
関係会社長期貸付金	10,188
固定化営業債権	165
長期前払費用	93
繰延税金資産	1,602
その他	1,017
貸倒引当金	△10,095
繰延資産	101
社債発行費	101
資産合計	277,858

科 目 (負債の部)	金 額
流動負債	113,385
支払手形	838
輸入荷為替手形	36,026
買掛金	32,103
1年内償還予定の社債	5,000
短期借入金	20,937
リース債務	112
未払金	7,566
未払費用	898
未払法人税等	1,068
前受金	4,180
預り金	2,823
前受収益	20
資産除去債務	43
デリバティブ債務	1,679
その他	85
固定負債	71,214
社債	15,000
長期借入金	55,214
リース債務	189
退職給付引当金	322
関係会社事業損失引当金	71
資産除去債務	207
その他	210
負債合計	184,599
(純資産の部)	
株主資本	88,496
資本金	27,781
資本剰余金	26,887
資本準備金	26,887
その他資本剰余金	0
利益剰余金	34,007
利益準備金	131
その他利益剰余金	33,875
別途積立金	1,836
繰越利益剰余金	32,039
自己株式	△178
評価・換算差額等	4,761
その他有価証券評価差額金	5,185
繰延ヘッジ損益	△423
純資産合計	93,258
負債純資産合計	277,858

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		443,507
売上原価		425,857
売上総利益		17,650
販売費及び一般管理費		14,507
営業利益		3,142
営業外収益		
受取利息	538	
受取配当金	7,831	
為替差益	405	
その他	1,172	9,948
営業外費用		
支払利息	1,891	
その他	638	2,530
経常利益		10,560
特別利益		
有形固定資産売却益	24	
投資有価証券売却益	28	52
特別損失		
固定資産処分損	2	
減損損失	1,161	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	150	
関係会社整理損	71	
関係会社貸倒及び事業損失引当金繰入額	55	1,442
税引前当期純利益		9,170
法人税、住民税及び事業税	△135	
法人税等調整額	△808	△943
当期純利益		10,114

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
						別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	27,781	26,887	0	26,887	131	1,836	24,662	26,630	△172	81,126
当期変動額										
剰余金の配当							△2,738	△2,738		△2,738
当期純利益							10,114	10,114		10,114
自己株式の取得								-	△6	△6
自己株式の処分								-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								-		-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	7,376	7,376	△6	7,369
当期末残高	27,781	26,887	0	26,887	131	1,836	32,039	34,007	△178	88,496

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3,888	189	4,077	85,204
当期変動額				
剰余金の配当			-	△2,738
当期純利益			-	10,114
自己株式の取得			-	△6
自己株式の処分			-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,296	△612	684	684
当期変動額合計	1,296	△612	684	8,053
当期末残高	5,185	△423	4,761	93,258

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月17日

兼松株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 好 田 健 祐 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 矢 野 貴 詳 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、兼松株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、兼松株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月17日

兼松株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	好 田 健 祐	㊞
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	矢 野 貴 詳	㊞
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、兼松株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第124期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月21日

兼松株式会社 監査役会

常勤監査役	梨 本 文 彦 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	小 川 莊 平 ㊟
社外監査役	山 田 洋之助 ㊟
社外監査役	宮 地 主 ㊟

以 上

第124回定時株主総会会場ご案内図

会 場

兼松株式会社 東京本社2階会議室

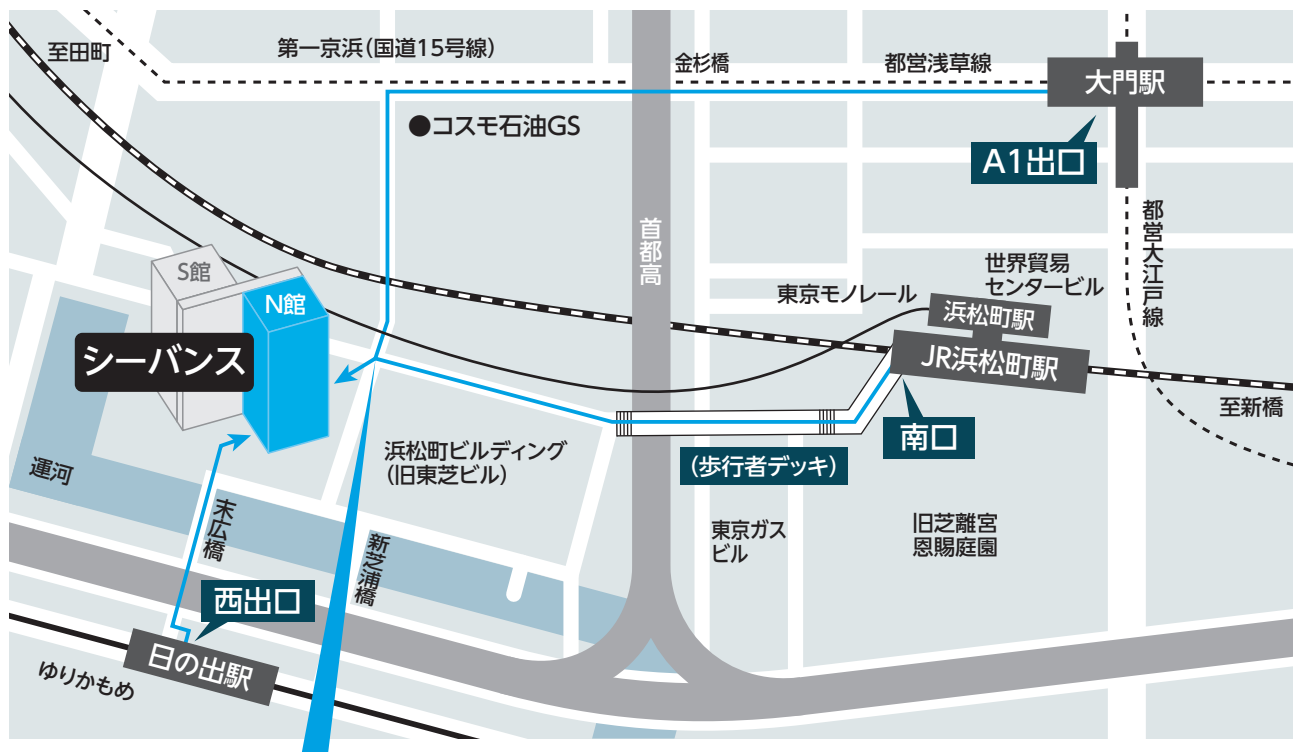
東京都港区芝浦1丁目2番1号 シーバンスN館 電話 03-5440-8111

交 通

JR・モノレール『浜松町』駅下車 南口より徒歩約10分（歩行者デッキ経由）

都営地下鉄『大 門』駅下車 A1出口より徒歩約15分

ゆりかもめ『日の出』駅下車 西出口より徒歩約5分



※車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

当社
株主総会
会場



写真の左側の建物がN館になります。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。